

酒々井町

新型コロナウイルスワクチン接種

実施計画

(初 版)

令和3年4月30日

1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、酒々井町に住民票を有する町民（以下「住民」という。）の生命及び健康を守るため、その対策に取り組み、合わせて社会経済活動とその両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、国の主導的役割、県の広域的視点による町支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、必要なワクチンが確保できた際に、当該感染症のまん延予防のため、国が示す新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き等を踏まえ、酒々井町三師会（医師部会）の協力を受け、町が実施主体として、円滑な接種を実施していくことができるよう、住民接種における基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制等を明確にすることにより、円滑な予防接種を行うことを目的とする。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 基本的な考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

- ①実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、酒々井町三師会（医師部会）や医療機関等と十分協議する。
- ②住民接種の対象者が他の患者から感染を受けないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
- ③原則、町内の医療機関で接種を受けることとするが、医療機関における3つの密や感染者との接触を回避するため、町が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
- ④新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように必要な医療体制を維持する。

3 対象者

（1）対象者の範囲

- ①酒々井町において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- ②「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、いわゆる「薬事承認」において接種の対象にならない者は、接種の対象から除外される。
- ③新型コロナワクチンの接種当日に、戸籍または住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていない、やむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

(2) 接種順位

新型コロナワクチン接種は、当面、接種できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなるが、このような接種順位については、今後見直されることがある。

- ①医療従事者等
- ②高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する者）
- ③基礎疾患を有する者
- ④高齢者施設等の従事者

市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当内施設内の入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないこととし、その際は、ワクチン流通単位の観点から効率性に留意することとする。

- ⑤60～64歳の者
- ⑥上記以外の16歳以上の者

(3) 接種対象者の概数

接種順位の対象者数の算定は以下のとおりとする。当町の総人口は令和3年4月1日現在、20,528人として算出した。

区分	対象者の詳細等	対象者数
医療従事者等	総人口の3%	615人
高齢者	令和3年4月1日時点の住民基本台帳の65歳以上の者＋本年度中に65歳に到達する（現64歳）者	6,898人
基礎疾患を有する者	総人口の8.2%（20歳～64歳）	1,683人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.6%	328人
60～64歳の者	令和3年4月1日時点の住民基本台帳の59歳～63歳人口	1,018人
上記以外の16歳以上の者	総人口から、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者、及び対象とならない15歳未満を除いた人数	7,972人

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない人も接種することができる。

(4) 接種想定数

高齢者の場合：接種率を70%と想定

(参考：令和2年の高齢者インフルエンザ予防接種率が約65%)

$6,898人 \times 70\% \Rightarrow 4,829人 \times 2回接種 = \underline{9,658回}$

4 接種体制の構築

(1) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日（厚生労働大臣の指示による期間）高齢者への接種については、5月以降になることが見込まれている。（4月26日の週に供給されるワクチン1箱については、国が示す優先順位を踏まえ、ワクチン供給量を勘案し、さらに、クラスターの発生を抑制するため「病院」及び「特別養護老人ホーム」へ入院等している高齢者を優先して接種を行う。）

(2) 実務体制の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人数の想定、人員リストの作成など、業務の内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種券等の封入作業など外部委託できる業務は積極的に委託し、業務負担の軽減を行う。

(3) コールセンターの設置

令和3年3月15日から酒々井町保健センター内に、酒々井コロナワクチンコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置し、町民からの接種券に関することや接種の方法等に関する問い合わせに対応する。

コールセンターには、委託職員等を4人配置し、電話回線を4本有し、月曜日から金曜日（土日祝日を除く。）の9時から17時まで運用する。

(4) 接種会場の設置

接種会場は、町内の医療機関及び医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。

①医療機関

町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な備品等は、医療機関が準備するものとする。

②集団接種会場

町が医療機関以外で集団接種を行うために設置する会場とし、業務委託にて実施を予定している。

接種会場については、受付から退出まで可能な限り一方通行とし、密にならないよう考慮する。

(5) 在宅療養者に対する接種体制の確保

在宅療養中の方で、接種医がいない、又は医療機関への移動が困難であるなどの理由で、新型コロナワクチンを接種することが難しい方に対して、町が委託した接種医が自宅等を訪問してワクチン接種を行う。

町は、接種医に対し、接種者数に応じて委託料を支払う。

(6) 対象者への周知及び接種券の送付について

町から対象者には、接種券とともにワクチンに関する説明、接種に関する「お知らせ」等を郵送し周知に努める。

高齢者への接種券は令和3年4月20日（火）に発送

(7) 予約方法

①個別接種

町内の医療機関での個別接種を希望する者は、直接接種実施医療機関へ申し込むものとする。ただし、ワクチンの供給が不確定のため、町は、ワクチンの供給状況を鑑み、個別接種の開始時期前に再度個別接種の案内を通知する。

②集団接種

医療機関以外での集団接種を希望する者は、接種券の発送に同封されている「集団接種申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて申し込むものとする。

町は、ワクチンの供給状況を鑑み、接種の日時を指定し、申込者へ通知する。

③在宅接種

在宅での接種を希望する者は、コールセンターへ連絡のうえ申し込むものとする。町は本人の了解を得たうえで、希望者の情報を委託医療機関へ提供、併せて在宅における接種を依頼する。

(8) 接種体制（令和3年4月30日現在（案））ファイザー社のワクチンに限る

①個別接種の先行開始

高齢者は、定期的に診療を受けている者が多い状況である。

定期的に診療を受けている者は、感染症に罹患すると重症化しやすい場合もあり、接種時にも注意が必要となる。そのため、予診に重点を置き、安全に安心して接種を受けられるよう医療機関での個別接種とする。

また、できるだけ早く接種を受けられるよう医療機関での個別接種の日程を集団接種より先に設定した。

②医療機関での個別接種

・接種開始時期：5月下旬（高齢者から）

・協力医療機関

医療機関名	所在地
まえた医院	東酒々井 1-1-77
しすい整形クリニック	中央台 2-1-6 酒々井西駅前ビル
酒々井虎の門クリニック	飯積 2-8-9
千葉しすい病院	上岩橋 1160-2
しすいホームクリニック	中央台 1-28-1

※接種可能見込数：1, 775回/週（月7, 100回）

③町が設置する集団接種

- ・実施予定期間：6月中旬から11月上旬
- ・実施予定施設：プリミエール酒々井
- ・接種予定人数：1日当たり200人（1時間当たり40人）

④在宅での個別接種

- ・接種開始時期：6月上旬
- ・協力医療機関：しすいホームクリニック
- ・接種予定人数：200人

(9) 予防接種への同意

①予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。

集団接種申込者には、接種日を指定した通知に同封するものとし、個別接種を希望する方は、町内の実施医療機関の窓口で受け取ることとする。

また、予診票は、接種場所となる実施医療機関及び集団接種会場にも設置しておく。

②接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、37.5℃以上の明らかな発熱が認められる等の異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者、又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

③対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、接種を受ける者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（健康保険証・運転免許証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

④副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説

明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(10) 接種後の経過観察

接種が終わった後、アナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察することとする。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をすることとする。

(11) 副反応等に対する対応

ワクチン接種では、接種部位の疼痛や発熱などの副反応が起こることがあり、稀にアナフィラキシー等の重大な副反応が発生することも予想される。

このため、副反応が発生した場合の対応として、会場内に必要な薬剤や物品を確保するほか、集団接種の日時や会場、さらに、町内の医療機関における個別接種の日程等について、「佐倉市八街市酒々井町消防組合 酒々井消防署」と事前に情報を共有し、救急搬送等に関する体制の確保を図る。

(12) 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンを接種したことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を町が受け付け、国が接種による健康被害と認定した際は、救済給付を行う。

(13) 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種機関、接種場所などの情報を町の広報紙やホームページ等で積極的に提供するとともに、「コールセンター」を設置し、問い合わせに対応するものとする。

なお、専門的相談対応は千葉県が担うことから、千葉県と連携し対応する。

酒々井町コロナワクチンコールセンター 043-496-5670

千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口

03-6412-9326

(14) 接種記録等の情報管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、電子データに登録し、5年間保存すること。